

白馬村宿泊税条例の施行期日を定める規則

〔令和 7 年 10 月 1 日〕
〔白馬村規則第 14 号〕

白馬村宿泊税条例（令和 7 年白馬村条例第 2 号）の施行期日は、令和 8 年 6 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。